

令和3年度から 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険の仕組みと財政運営について

国民健康保険（国保）は、国民皆保険の基盤として重要な役割を担っており、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんの国民健康保険税（国保税）と国、県、市の公費により成り立っています。

平成29年度までは市町村単位で国保を運営していましたが、財政基盤を強化することを主な目的として、平成30年度から県が市町村とともに国保を運営する制度改正が行われ、以降、本市の国保は群馬県が財政運営の主体となっています。

県は財政運営や効率的な事務の確保など制度の中心的な役割を担う一方、市は地域の身近な窓口として保険給付や国保税率の決定、賦課徴収、保健事業などを担っています。また、将来的には県単位で国保税率を統一していく方針が示されています。

本市の国保財政について

本市の国保税は、平成31年度に県内の課税方式との整合を図るため資産割を廃止し、併せて中間層の負担緩和のために基金を活用しつつ全体の国保税額が引き下げとなるよう改正を実施しました。その後、本市の医療費および所得水準が上昇したことで県への納付金額が増加し、令和2年度は基金を取り崩して運営しました。このままの状況で推移した場合、令和3年度には基金を繰り入れても財源不足が見込まれ、県への納付金の支払いが困難となることから、県が示している標準保険料率の水準を目指して段階的に国保税率を改正することとしました。

税率の改正内容

国保税は医療分、支援金分、介護分を合算したものです。国保加入者それぞれの前年所得に応じて計算し、世帯で合算した上で世帯主（納税義務者）に課税されます。なお、令和3年度の国保税納税通知書は、7月中旬に普通郵便で発送する予定です。

区分	医療分		支援金分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割（所得で計算）	6.8%	7.3%	2.4%	2.6%	2.1%	2.4%
均等割（1人当たり）	24,100円	27,800円	8,700円	9,800円	10,700円	11,900円
平均割（世帯当たり）	22,000円	22,500円	7,300円	7,700円	6,600円	6,700円
課税限度額	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円

※県は市町村ごとのあるべき保険税率（標準的な住民負担）の見える化を図るため「標準保険料率」の算定を行っています

（参考）県が示した令和2年度沼田市標準保険料率

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.71%	2.71%	2.51%
均等割	31,503円	10,877円	12,982円
平均割	22,964円	7,928円	6,636円

※令和4年度以降は、社会情勢の変化や国保財政の推移を見据えながら、適正な税率となるよう見直しを行います

国保税の引き上げを抑制するには

国保税の引き上げを抑制するには、医療費を減少させることが効果的です。特定健康診査や人間ドックの受診は、皆さんの健康増進だけでなく早期発見・早期治療につながり医療費増加の抑制に貢献しますので、積極的な受診をお願いします。

また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使用すると皆さんの窓口支払いを含めた医療費負担を軽くできます。

問合せ 国保年金課国保係 ☎内線 3136